

新城市印刷物広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城市広告掲出要綱の規定に基づき、市が発行する広報紙及びその他の印刷物(以下「印刷物」という。)への広告掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容に関する定め)

第2条 広告の内容、広告のデザインの内容は、新城市広告掲出要綱第4条及び新城市広告掲出基準に定めるところによるものとする。

(広告掲出に係る印刷物)

第3条 広告掲載を行う印刷物及び当該印刷物に係る広告の規格等は、印刷物の作成の目的を妨げない限度において、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第4条 広告掲出を可とする決定を受けた広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広報しんしろ「ほのか」の広告の規格等)

第5条 広報しんしろ「ほのか」に掲出する広告の規格等については、第3条の規定に関わらず次の各号に定めるところによる。

(1) 広告の規格及び広告掲載料

(A) 50mm×170mm 100,000円

(B) 50mm×82mm 50,000円

(C) その他の規格と掲載料については、別途協議の上定めるものとする。

(2) 枠数 紙面の状況及び申込みの状況を見て協議の上定めるものとする。

(3) 掲載位置

(A) お知らせ information のページ下段

(B) その他の位置については、別途協議の上定めるものとする。

(4) 掲載期間 6カ月

(5) 募集の時期 7月1日から8月31日及び1月1日から2月28日の間に募集するものとする。

(6) 配色 4色

(7) 前号に掲げるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、新城市広告掲出要綱第10条の規定に基づき、印刷物広告掲出申込書(様式第1)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、新城市広告掲出要綱第6条に規定する広告審査委員会を開催し、新城市広告掲出要綱第11条の規定に基づき、広告掲載の可否を、印刷物広告掲出決定通知書(様式第2又は様式第3)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(広告掲出料の返還)

第8条 新城市広告掲出要綱第17条の規定に基づき、広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、印刷物広告掲出料還付請求書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(疑義等の決定)

第9条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

(経過措置)

改正前の規定により申し込まれた広告については、なお従前の例による。